

別表 3

特定建設作業に係る騒音の規制基準

騒音レベル (作業の敷地境界線)	85デシベル
作業禁止の時間帯 (例外有り)	第1号区域 午後 7時 ~ 翌日午前7時 第2号区域 午後10時 ~ 翌日午前6時
作業許容時間 (例外有り)	第1号区域 1日10時間以内 第2号区域 1日14時間以内
作業許容日数 (例外有り)	連続6日間以内
作業禁止日 (例外有り)	日曜日 その他の休日

第1号区域：都市計画第8条1項第1号に掲げる

第1種・2種低層住居専用地地域

第1種・2種中高層住居専用地域

第1種・2種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地周辺80メートルの区域

第2号区域：上記に掲げる区域以外の区域

別表 4

特定建設作業に係る振動の規制基準

振動レベル (作業の敷地境界線)	75デシベル
作業禁止の時間帯 (例外有り)	第1号区域 午後 7時 ~ 翌日午前7時 第2号区域 午後10時 ~ 翌日午前6時
作業許容時間 (例外有り)	第1号区域 1日10時間以内 第2号区域 1日14時間以内
作業許容日数 (例外有り)	連続6日間以内
作業禁止日 (例外有り)	日曜日 その他の休日

第1号区域：都市計画第8条1項第1号に掲げる

第1種・2種低層住居専用地地域

第1種・2種中高層住居専用地域

第1種・2種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地周辺80メートルの区域

第2号区域：上記に掲げる区域以外の区域